

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 6 年度）

住 所 島根県松江市平成町 1 7 5 1 番 1

事業者名 松江市交通局
代表者名 松江市交通事業管理者交通局長 小村 隆

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを 3 両導入する（令和 6 年度）	計画通り実施済み

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援	乗務員による乗降支援等、障がいをお持ちのお客様に対して、接客、接遇の向上に引き続き取り組む。また、聴覚障がいをお持ちのお客様と円滑にコミュニケーションが図れるよう、「コミュニケーションボード」を、引き続き、新規導入車両を含む全車両に搭載し、搭載している旨の掲示を行う。（令和 6 年度）	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者等への乗降支援	障がい特性などお客様の状況に応じ、臨機応変に乗降支援を行う。（令和 6 年度）	計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用方法の動画放映	路線バスを利用したことがない車いす使用者に安心してご利用いただくために作成した『車いすでの乗降方法の動画』を、今年度も引き続き本局公式YouTubeチャンネル等で放映する。（令和 6 年度）	計画通り実施済み
異常時の情報提供	災害時等、路線バスの運行情報を、障がいをお持ちのお客様への提供する手段として、本局ホームページや公式 Facebook を活用し、迅速かつ丁寧な情報提供を行う。（令和 6 年度）	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の接客・ 接遇の向上	様々な障がいの特性に応じた対応など、職員研修を通じて、乗務員の接客・接遇の向上を図る。 また、障害者差別解消法の改正に伴う「合理的配慮の提供の義務化」に対応し、必要な教育、啓発を行う。 また、（令和6年度）	計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター・車内 放送等による啓 発	優先席等を真に必要とする方が円滑に利用できるように、国土交通省の啓発ポスターの掲示や車内放送等を通じて啓発を行う。（令和6年度）	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ 本局ホームページや電話等で寄せられる利用者の意見を運転士、運行管理者、事務員などすべての職種で共有し、合理的配慮の啓発等、接客・接遇の改善、心のバリアフリーの体现を図った。 ・ 比較的ご利用の多いバス停や要望をもとに、ベンチの整備など待合環境の改善を市長部局（交通政策課）などと連携して実施した。

(3) 報告書の公表方法

本局ホームページ「安全・安心の取り組み」内に掲載、公表している。 (https://matsue-bus.jp/safety_action)

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	54	49	49	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	5	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	
年度末車 両数	52	51	51	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	—
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。